

(1) 給水装置工事書類等について
給水装置新設等申込書の添付資料について

平成31年度より、給水装置新設等申込書（撤去以外）に施工箇所の写真を添付してください。

新設の場合：引込予定位置を写真上に記入したものを提出

改造の場合：既設メーターボックス及び既設第1止水栓の位置が分かるものを提出

(2) 書類及び施工に関する注意事項

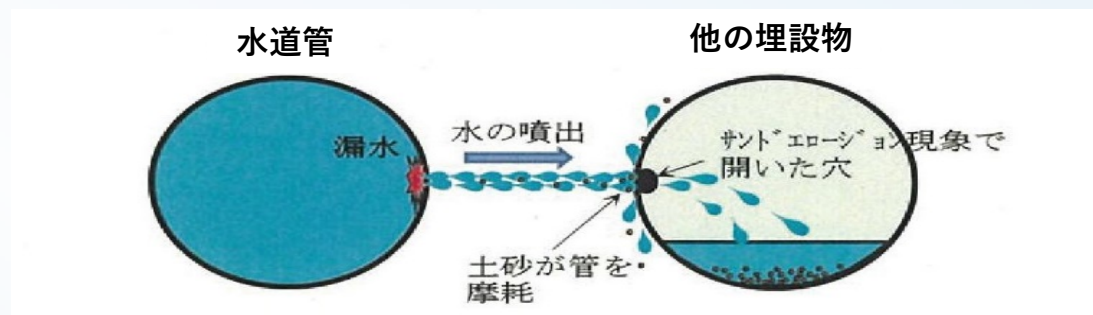
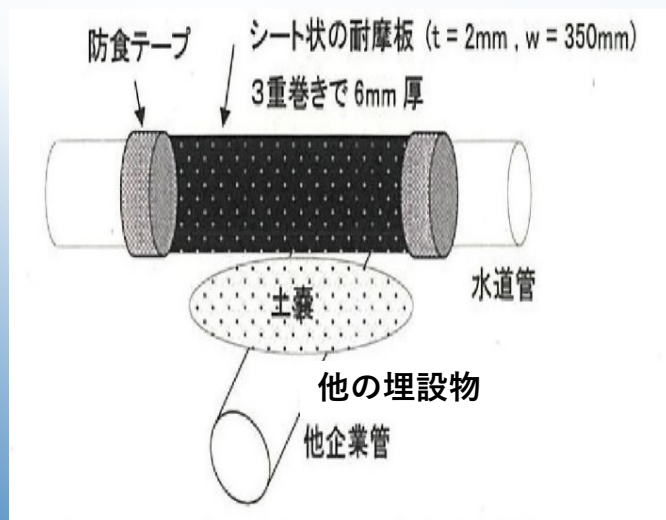
給水引込みと他の埋設物との離隔

給水管と他の埋設物との離隔は原則30cm以上としてください。

離隔がやむを得ず取れない場合は、耐摩板（ゴムシート）を給水管に巻きつけて、*サンドエロージョン現象の防止対策を行ってください。

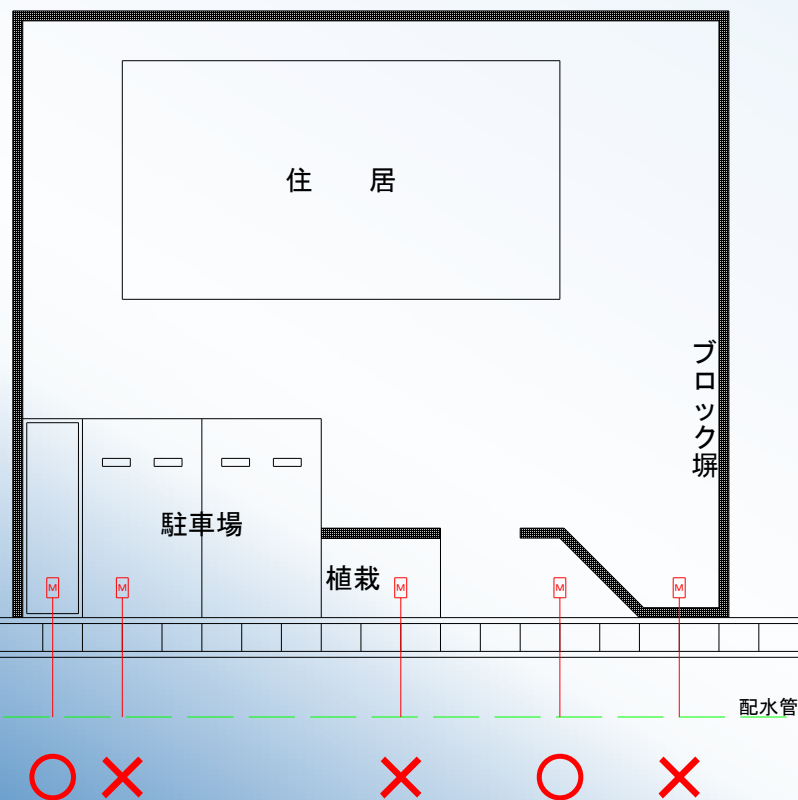
*サンドエロージョン現象とは

水道管から漏水して噴出した水に付近の土砂が混ざり、他の埋設物にジェット状にあたることにより、穴をあけてしまうことです。



(2) 書類及び施工に関する注意事項

水道メーターの設置位置 設置場所



給水装置工事設計施工基準 (平成26年4月)
P8 参照

- ・ 周辺に障害物がない
- ・ 駐車区画外
- ・ 検針・取替えが容易に行える
- ・ 点検や漏水修理に支障とならない

設置位置が、駐車区画及び植栽帯内となり、検針及び維持管理に支障をきたす場合は、取出位置の変更などの対応をお願いします。

なお、完了時に設置に適さない場所と判断された場合は、**現場の再施工**になりますので、ご注意ください。